



平成 25 年 8 月 9 日

各 位

会社名	2 1 L A D Y 株 式 会 社
代表者名	代表取締役社長 藤井 道子 (コード番号 3346 名証セントレックス)
問合せ先	経営管理担当 マネージング・ディレクター 辻井 彰彦
電話番号	03 (3556) 2121

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 9 日開催の取締役会において、株式分割の実施及び単元株制度の採用並びに定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、1 株を 100 株に分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 9 月 30 日（月）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。本日（平成 25 年 8 月 9 日）現在の発行済株式総数を基準に計算すると、以下のとおりになります。

① 株式分割前の発行済株式総数	43,947 株
② 今回の分割により増加する株式数	4,350,753 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	4,394,700 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	17,570,000 株

(注) 上記の発行済株式総数は、新株予約権が行使された場合増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- ① 基準日公告日 平成 25 年 9 月 13 日 (金)
- ② 基準日 平成 25 年 9 月 30 日 (月)
- ③ 効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火)

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株あたりの行使価額を平成 25 年 10 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

銘柄	調整前行使価額	調整後行使価額
第 3 回新株予約権 (平成 15 年 10 月 10 日臨時株主 総会決議及び平成 15 年 11 月 8 日 取締役会決議に基づく発行分)	133,334 円	1,333.3 円
第 4 回新株予約権 (平成 17 年 6 月 27 日定時株主総 会決議及び平成 17 年 7 月 11 日取 締役会決議に基づく発行分)	133,334 円	1,333.3 円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記の株式分割の効力発生を条件として単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

平成 25 年 10 月 1 日 (火)

(ご参考) 平成 25 年 9 月 26 日 (木) をもって、証券取引所における当社株式の売買単位は 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株式数の変更に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条第 1 項の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 10 月 1 日 (火) をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容は以下のとおりであります。(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>175,700株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>17,570,000株</u> とする。
(新設)	(<u>単元株式数</u>) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第7条～第37条 (条文省略)	第8条～第38条 (現行どおり)
(新設)	附則 第1条 <u>第6条の変更及び第7条の新設の効力発生日は、平成25年10月1日とする。</u> 第2条 <u>前条及び本条は、前条の効力発生日をもって削除する。</u>

以 上